

第1編 心のつながりを大切にする生徒指導

第1章 生命を大切にする指導の充実が求められる背景と指導の在り方

1 生命を大切にする指導が求められる背景

現在、学校における生徒指導上の諸問題は、きわめて多岐にわたるものとなっています。基本的な生活習慣にかかわる日常の問題はもとより、不登校や中途退学、いじめや暴力行為などの諸問題も、依然として深刻な状況が見られます。また、学校外においても、少年非行の多様化が見られるところです。

こうした中、平成16年6月には、長崎県佐世保市において小学校6年生の女子児童による同級生殺害事件が発生したほか、8月には、本道においても高校生が会社員を殺害する事件が発生するなど、子どもによる重大な事件が相次いで発生し、社会に大きな衝撃を与えました。

学校教育においては、これまでも、生命の大切さを教える教育や情報社会におけるモラル教育などについて様々な取組を行ってきましたが、生命を大切にする心や感動する心、基本的な規範意識や倫理観、公共心や社会性など、次代を担っていく子どもたちに豊かな心を育てていくことが、これまで以上に強く求められています。

人間関係
の希薄化、
家庭の教
育力の低
下

(1) 社会の現状

近年の都市化の進行とともに、地域においては、地域住民の連帯感や地域活動に対する関心が薄れているほか、子どもが同世代の友だちと仲間集団を形成する機会や異世代の人々と交流する機会が減少してきているなどの指摘があります。また、少子化や核家族化など家庭や家庭を取り巻く社会の変化の中で、家庭においても、過保護や放任、さらには児童虐待などの問題も生じてきています。こうした中であって、子どもたちが「死」を目の当たりにして深くその意味について考えたり、生命の大切さを実感をもって理解したりする機会が減ってきており、子どもたちに生命を大切にする心をはぐくむ上で大きな課題となっています。

さらに、急速な情報化の進展も、子どもに大きな影響を及ぼしており、特に、子どもが日常生活において接する各種メディアが提供する情報等には、有益なものも多い反面、行き過ぎた暴力や残虐な表現を含む情報や性描写等が子どもの人格形成に悪影響を及ぼす恐れがあることが指摘されています。

少年によ
る凶悪犯
は増加傾
向

(2) 少年非行の現状

ア 生命にかかわる事件の発生など少年非行の凶悪化

平成15年の全国における少年（20歳未満）による凶悪犯（殺人、強盗、放火及び強姦）の検挙人員は、2,212人（前年比11.4%増）となっており、平成9年に2,000人を超えて以来、わずかではありますが増加傾向が続いています。（図表1）

生命を軽視した事件の続発

本道における、刑法犯少年は、平成10年の6,360人をピークに減少してきていますが、平成15年には再度6,000人を超えています。

(図表2)

また、高校生が会社員を殺害する事件が発生するなど、児童生徒による重大事件も発生しています。

(図表3)

さらに、インターネットや携帯電話の普及に伴い、いわゆる「出会い系サイト」による児童買春被害で検挙・補導された少年が、568人(前年比15.2%増)にのぼるなど、インターネットや携帯電話の悪用による少年非行の増加が懸念されているほか、インターネットに掲載された犯罪手口などの有害情報を模倣し、犯行に及ぶなどの非行事故も見受けられます。

このほか、覚せい剤乱用で検挙された少年は減少しているものの、女子の割合が平成15年に59.7%となり、平成9年の46.5%と比較して割合が高くなっています。本道においても、平成15年には中・高校生が、平成16年には高校生が、

いずれも大麻取り締まり法違反により、逮捕される事件が発生しています。

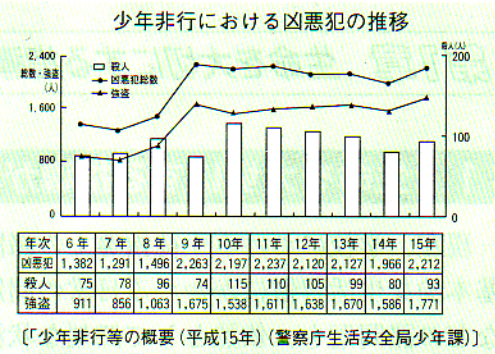
イ 子どもの規範意識の低下

このように少年非行が増加傾向にある背景には、子どもの規範意識が低下し、自律した生活を送ることができない子どもが増加しつつあるということが言われています。

日本青少年研究所の調査では、高校生が絶対にしてはならないと思うことのうち、「先生に反抗する」ことを「よくないこと」であると答えた日本の高校生は、男子で24.7%、女子で25.5%であり、アメリカや中国、韓国に比べて低い割合となっています。

(図表4)

図表1



図表2

北海道における刑法犯少年の推移

年次	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
刑法犯少年	4,381	5,135	4,005	4,260	4,258	4,426	5,220
触法少年	1,144	1,225	933	851	843	754	804
合計	5,525	6,360	4,938	5,111	5,101	5,180	6,024

刑法犯少年：刑法に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年
犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の者
触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
〔少年非行の現況(平成15年)〕(北海道警察本部生活安全部少年課)〕

図表3

近年発生した少年による殺人事件

発生時期	事件概要
平成15年6月	中学生2名、高校生1名が知り合いの中学生の頭部を金属の棒や灰皿で殴打して殺害し、墓地裏に埋めた。(沖縄県)
平成15年10月	高校生ら少年4名は、成人1名と共謀のうえ、女性に金櫃で殴る蹴るの暴行を加えるなどして殺害し、火を付けて死体を損壊した。(千葉県)
平成16年6月	小学生が同級生をカッターで切り付け殺害した。(長崎県)
平成16年8月	高校生が会社員を殺害した。(石狩市)

規範意識の低下

図表4

問22 高校生の次の行動について、あなたはどのように思いますか。
7 先生に反抗する (%)

	日本		アメリカ		中国		韓国	
	男	女	男	女	男	女	男	女
よくないこと	24.7	25.5	46.5	61.7	69.6	67.9	79.3	83.1
本人の自由	51.1	51.7	33.4	26.9	18.2	18.2	12.2	10.5
悪いことではない	19.0	21.3	9.5	6.3	10.0	11.3	5.0	5.4
よいこと	4.8	1.4	3.4	2.4	1.3	1.7	3.2	0.8
無回答	0.3	0.2	7.3	2.7	0.8	0.8	0.4	0.2

〔「高校生の生活と意識に関する調査」(財団法人日本青少年研究所 2004年2月発表)〕

社会性の
不足や希
薄な人間
関係

ウ いきなり型の非行

子どもの規範意識の低下が懸念される一方で、周囲から見ていわゆる普通の子どもが非行に至るケースが見られるようになってきました。

その中には、社会性やコミュニケーション能力が不十分であるた

めに不安や悩み、ストレスを抱え込み、非行に至る事例も見られます。

いわゆる普通の子どもが引き起こす事件の中には、心の問題をうまく解決できず、表面的にはよい子を演じ続け、限界を超えて問題行動に至る場合があることが指摘されています。(図表5)

図表5

特異・凶悪事件を起こした少年の心理の形成に当たって影響を与えたと見られる事柄や精神的な問題行動等に現れたと見られる経験(抜粋) 男子18人、女子7人中(人)

	男 子	女 子
被害経験	9	6
対人不適応	12	4
加害経験	7	5
報道、書籍等の影響	13	0

(「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」(警察庁・科学警察研究所 H12))

「児童生徒の問題行動対策重点プログラム(最終まとめ)」について

文部科学省では、平成16年6月の長崎県佐世保市における小学校6年生の女子児童による同級生殺害事件をはじめ、子どもによる重大事件の相次ぐ発生を受け、「児童生徒の問題行動に関するプロジェクトチーム」を設置し、事件の背景等を整理するとともに、同種の事件の再発防止について検討を行いました。

そして、再発防止に向けた取組として、学校と家庭、地域、関係機関等とが一層緊密に連携して、命を大切にする教育の充実、学校で安心して学習できる環境づくりの一層の推進、情報社会の中での情報モラルやマナーについての指導の在り方の確立に重点を置いた施策を講ずることとし、「児童生徒の問題行動対策重点プログラム(最終まとめ)」を策定しました。

【巻末資料編に概要を掲載しています】

いま、はぐくみたい豊かな人間性や社会性

- 1 美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性
- 2 正義感や公正さを重んじる心
- 3 生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観
- 4 他人を思いやる心や社会貢献の精神
- 5 自立心、自己抑制力、責任感
- 6 他者との共生や異質なもののへの寛容 など

【文部科学省パンフレット「確かな学力」と「豊かな心」を子どもたちにはぐくむために…】より